鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第９号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成１８年鳥取市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表に次のように加える。

浜村青谷線	青谷駅	青谷町青谷、気高町八束水、気高町新町	浜村駅

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。